平成２３年（フ）第６７６号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目21番407号、前住所静岡県浜松市西区入野町4707番地の18　レイクハイツ102
債務者　伊東　　恵（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
川崎市中原区上小田中２丁目26番28号　パナハイツグリーン102
債務者　高鳥　健博
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１３号
川崎市中原区木月住吉町23番４―207号　木月住吉団地
債務者　山田喜代恵
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
川崎市川崎区東門前１丁目16番12号　常磐荘102
債務者　眞野かづみ
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３１号
川崎市高津区下作延７丁目11番32号　エステート平瀬Ⅰ―105
債務者　井上　健一
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
愛知県豊田市水源町１丁目24番地６　カノーピア水源303号、前住所愛知県豊田市岩倉町柿田１番地101
債務者　秋田　正義
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
岡山市北区奉還町２丁目５番15号
債務者　安田　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６６号
岡山市南区福富中２丁目13番20号　シスタードール妹尾201
債務者　才野　幸雄
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１８号
岡山市北区吉備津1326―26、住民票上の住所　岡山市北区伊島北町４番18号
債務者　宗廣　正司
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５０号
岡山県備前市伊部90番地　１―313
債務者　金田　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７３号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目31番７号　駒形エクセルⅠ―402号
債務者　山本　光春
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０５号
横浜市青葉区桜台33番地21　第３桜台ガーデン102
債務者　山内　浩康
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８６号
神奈川県綾瀬市早川1982番地
債務者　藤島多美子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０２号
東京都昭島市松原町３丁目６番７―202号
債務者　坪内　　等
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２６号
長崎県佐世保市大宮町30番６号
債務者　前田　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係